

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

俵山地域経営会社を核とした小さな拠点形成プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

山口県長門市

3 地域再生計画の区域

山口県長門市の区域の一部（俵山地域）

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

山口県長門市南部の山間部に位置する俵山地域は、保養温泉として全国的にも有名な「俵山温泉」を中心に農林業で発展してきたが、社会経済情勢の変化等によりその優位性を失い、経済基盤の脆弱化が見られる。さらには、温泉旅館や農業の後継者も少なく、温泉街や周辺農村は往時の勢いを失い、過疎高齢化が急速に進行している。

当市全体の人口は1市3町の合併当時（平成17年）には約4万2千人であったが、平成27年の国勢調査において約3万6千人となり、約6千人の減少（平成17年比13.8%減）であり、特に20代から30代にかけての年齢層が減少傾向である。俵山地域はさらに顕著であり、平成17年から平成27年にかけて338人の減少（平成17年比23.3%減）となっている。また老年人口の割合（平成27年）も、当市全体で平成27年40%に対して俵山地域は52%となっており、俵山地域における少子高齢化の進行を裏付けている。

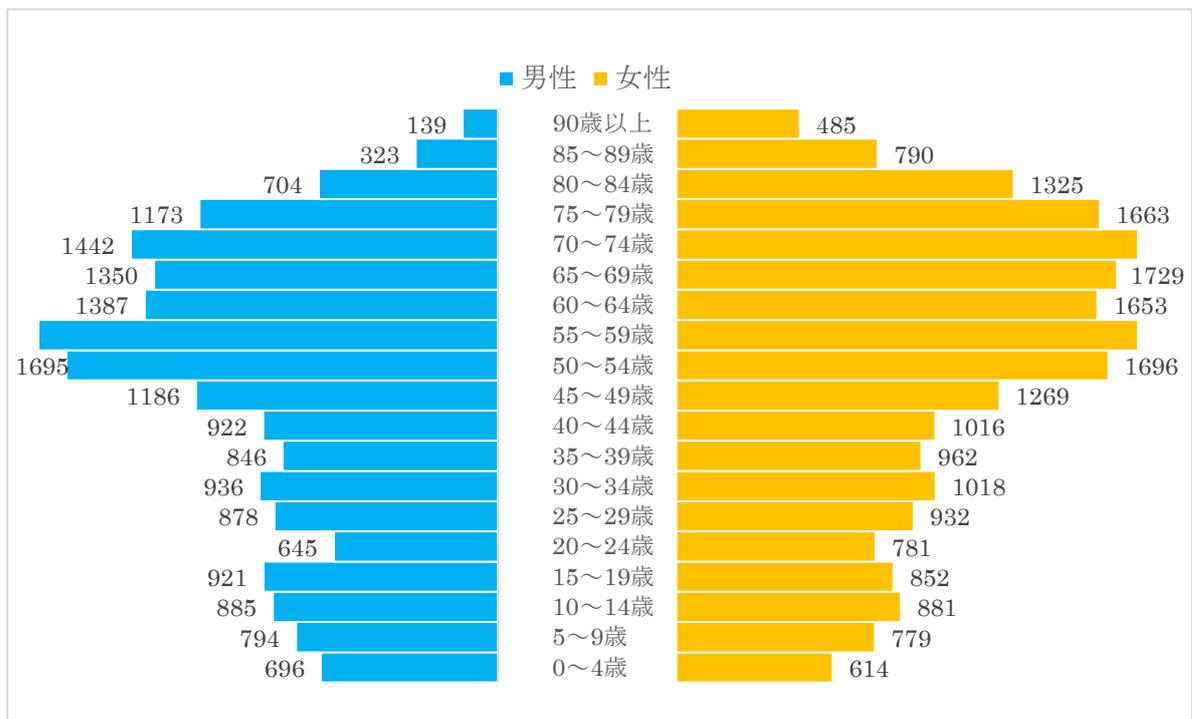
観光客数については、平成27年にアメリカのニュース放送専門局CNNで発信され、SNS等により認知度が急速に広まった「元乃隅神社」や平成29年にオープンした「道の駅センザキッチン」の影響で市全体としては200万人超と大きく増加しているものの、俵山地域においては、従来から20万人前後で推移しており、その恩恵を受けていない状況である。

このような状況の中、平成16年に俵山地区発展促進協議会青年部を中心に、都市住民との交流活動に取り組むため、俵山グリーンツーリズム推進協議会が設立された。俵山の文化、産業を体験する地域づくりインターン事業に加えて、水稻、そば、自然薯、さつまいものオーナー制度や収穫体験などのさまざまな活動を展開してきた。俵山地域は、平成20年度から「子ども農山漁村交流プロジェクト」のモデル地域にも指定され、小学生の体験活動にも取り組んでいる。

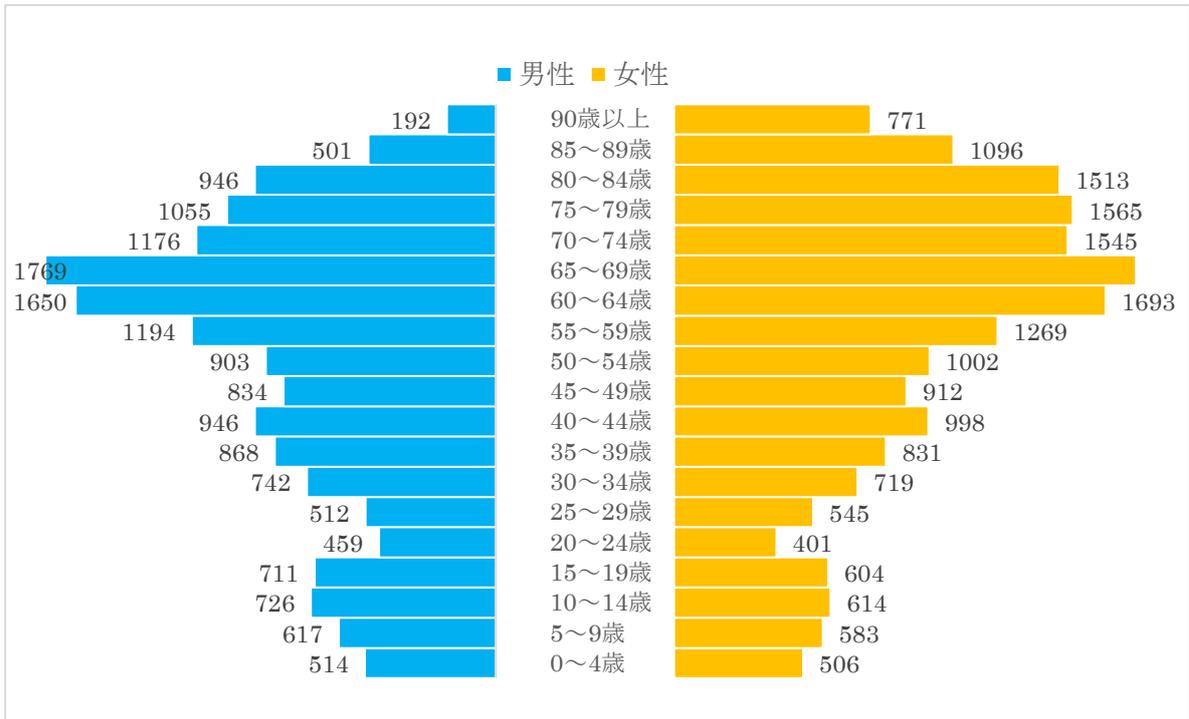
俵山地域において、こうしたグリーンツーリズムの活動に加え、子育て支援等の福祉事業や地域資源の保全活動等、まちづくりを主体的に行う活動をより一層発展させるため、平成21年には「NPO法人 ゆうゆうグリーン俵山」が設立され、体験交流施設里山ステーション俵山、俵山スパスタジアムといった公共施設の指定管理を受託し、交流人口増加等に積極的に取り組んでいる。

また、令和元年の山陰道長門・俵山道路の開通や、山陰道の延長計画として地域の中心である俵山温泉付近にインターチェンジの建設が計画されている等、インフラ整備により都市部との利便性向上が図られ、今後観光客等の交流人口の増加が見込まれる地域である。

長門市人口（平成 17 年）



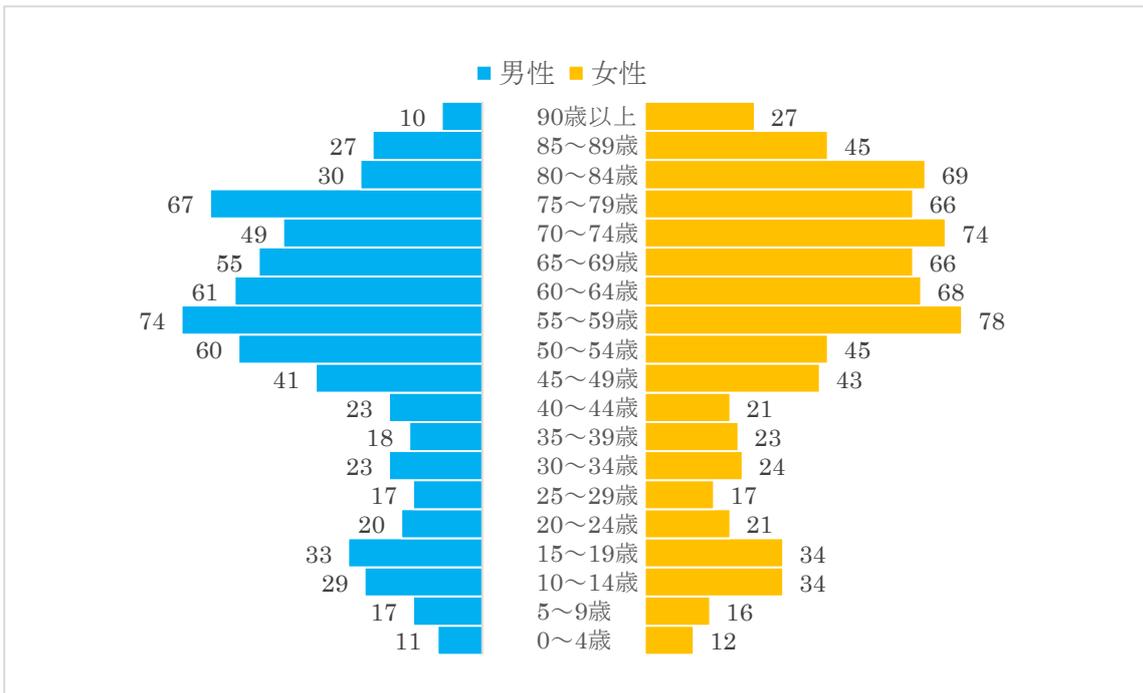
長門市人口（平成 27 年）



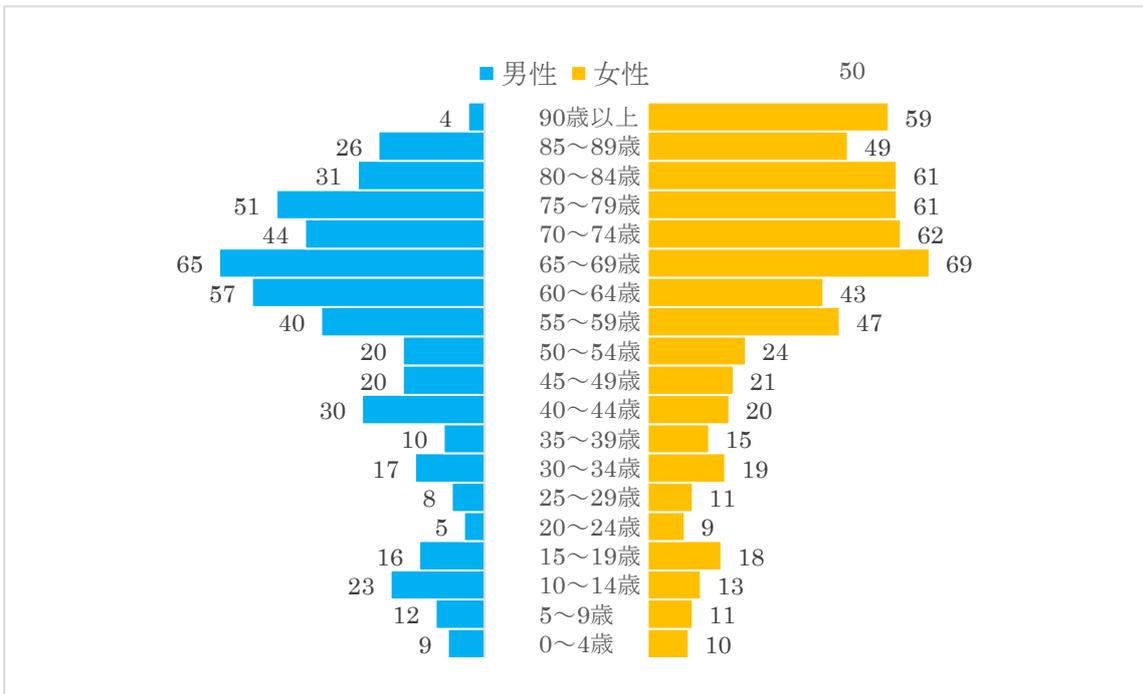
長門市全体	平成 17 年	平成 27 年
総人口	41,127	35,423
男	18,789	16,315
女	22,338	19,108
老年人口 (65歳以上)	12,992 32%	14,070 40%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	23,486 57%	17,793 50%
年少人口 (0歳～14歳)	4,649 21%	3,560 19%

出典：総務省「国勢調査」

俵山地域人口（平成 17 年）

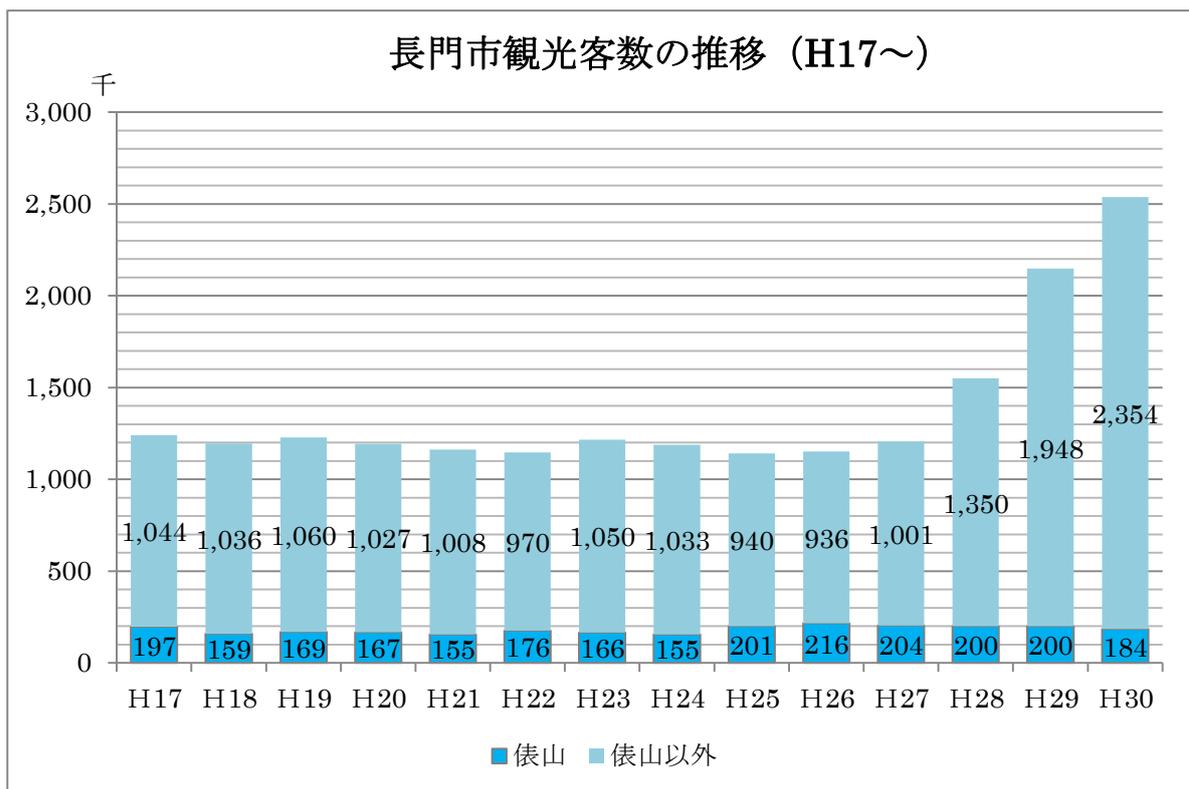


俵山地域人口（平成 27 年）



俵山地域	平成 17 年	平成 27 年
総人口	1,448	1,110
男	665	488
女	783	622
老年人口 (65 歳以上)	585 40%	582 52%
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	744 51%	450 41%
年少人口 (0 歳～14 歳)	119 15%	78 13%

出典：総務省「国勢調査」



4-2 地域の課題

本格的な人口減少時代の到来による少子高齢化、ニーズの変化に伴う温泉滞在者の減少、農作物の価格低下や鳥獣害の増加による収入減少など俵山地域を取り巻くマイナス要因は多い。

地域の代表的産業である温泉旅館業は後継者不足による廃業が相次ぎ、空き旅館も増えてきており、こうした施設を地域資源として活用する新しい事業の導入を図ることが求められている。

また、近年外食可能な飲食店が閉店したことに加えて、現存の飲食店も経営者の高齢化と後継者不足により閉店の希望を持っており、今後地域住民の生活に支障を来すことや観光客の食事の場もなくなってしまい観光業にも影響を及ぼすことが懸念される。

加えて、農村地域も高齢化等により担い手不足が顕著であり、これまで行ってきた都市農村交流においても、高齢化の波が直撃し、民泊を中心とした交流の受入家庭の減少が著しい状況となっている。

インターチェンジ建設等のインフラ整備により都市との利便性が向上し、交流人口の増加が期待される俵山地域において、これまでの地域と行政の連携による地域活性化の取り組みに加え、地域に存在する地域資源を活用した食の提供や特産品の開発等により、地域自らが当該地域で収入を得て、雇用を確保することによる持続可能な地域づくりの取り組みを進め、いつまでも安心して暮らし続けられる俵山地域の実現を図る必要がある。

4-3 目標

【概要】

本計画は、俵山地域の住民が共同で出資をして俵山地域経営会社「株式会社SD-WORLD（仮称）」を設立し、地域食材を活用した飲食店の運営や特産品の開発、俵山温泉街の魅力向上につながるイベント等を行うことによって、交流人口の拡大を図り、地域における収入を確保し、雇用を創出するとともに、地域住民の交流拠点施設として、空き飲食店と空き旅館を活用し、住民の生活機能の維持と観光客の利便性の向上、また、地域住民同士の交流や地域住民と観光客との交流の場を創出し、安心して暮らし続けられる「小さな拠点」の形

成を目指すものである。

【数値目標】

目標1：地域経営会社の売上（俵山地域）

事業開始前 0千円 → 令和4年度 64,000千円

目標2：地域運営会社による雇用の創出

事業開始前 0人 → 令和4年度 10人

目標3：俵山地域内の人口

事業開始前 968人 → 令和4年度 維持

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

人口減少、少子高齢化が著しい中山間地域である俵山地域においては、山陰道長門・俵山道路の開通、さらには、山陰道の延長によるインターチェンジの建設計画などのインフラ等の整備により交流人口の増加が期待されている。こうした交流人口の増加を地域活性化に繋げるため、住民が共同出資し「株式会社SD-WORLD（仮称）」を設立して、温泉施設に併設された空き飲食店の向かいに建つ空き旅館を改修し、地域の食を活用した事業等を実施することで地域に収入と雇用を確保する。

これらの取り組みを通じて、地域が抱える様々な課題を解決し、自立した地域を作り上げる事業を展開するとともに、地域住民同士の交流の促進を図るための拠点を運営し、安心して暮らし続けられる俵山地域をつくる「小さな拠点」の形成と充実を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制（内閣府）：【D2003】

① 小さな拠点の形成に係る集落生活圏の範囲

山口県長門市俵山地域

② 小さな拠点の形成に資する事業を実施する者の名称

株式会社SD-WORLD（仮称）

③ 小さな拠点の形成に資する事業の具体的内容

観光客等の交流人口の増加が期待される俵山地域は、良質な泉質である俵山温泉を有しているが、旅館や施設の老朽化、後継者不足、さらには、観光客のニーズの変化等の理由から、往時の活気が失われつつある。

俵山地域の最大の資源である温泉や温泉街の活性化を図ることが自立した地域づくりにおいて不可欠であることから、俵山温泉街において、以前から親しまれている「そば」や、近年深刻化している鳥獣害の軽減にも資するよう「ジビエ」等の地域資源を活用した地域ならではの飲食店を運営する。店舗の運営に当たっては、来訪者への食事の提供に加えて、俵山温泉街における旅館の担い手不足への対応のため「宿泊」と「食事」を分離し、当該店舗で調理した料理を旅館に提供する「泊食分離」の取り組みを行い、地域の食資源を用いた魅力ある食事の提供により宿泊客の満足度を高め、リピーターや新規顧客の獲得により交流人口の拡大に資することを目指す。

また、地域住民も利用する俵山地域の中心である温泉街に、地域住民の憩いの場となる交流拠点を設置する。交流拠点では、普段住居に引きこもりがちな高齢者等を、地域との繋がりを維持させるためのサロンや交流行事に活用する等地域住民の福祉の向上を図るとともに、温泉を訪れる観光客に対する休憩サービス機能や観光案内機能を持たせ観光客の満足度向上を図り、俵山温泉の利用促進に繋げる。

さらに、飲食店舗を核としてイベント等の開催を行うとともに、地域の素材を生かした特産品等の開発販売・ブランディング事業を行うことにより、耕作面積が小さく採算性のなかった農作物や田畑を荒らす鹿や猪を食材として利用、又は販売の機会を提供する等地域農家等の存続や地域内経済活動を刺激し、地域活性化を図る。

④ 小さな拠点の形成に資する事業の種別

【地域再生法施行規則第7条第1項第2号イ】

- ・ 地域住民の交流拠点の運営
- ・ 地域の食資源を活用した飲食店の運営
- ・ 惣菜・弁当の製造・販売
- ・ 食品・雑貨・衣類等の販売

【地域再生法施行規則第7条第1項第2号ロ】

- ・ 拠点施設における飲食サービスの提供
- ・ 拠点施設における物品等の販売
- ・ 拠点施設におけるイベントやキャンペーンの企画運営
- ・ 特産品等の開発やブランディング事業

⑤ 事業スケジュール（予定）

令和2年3月	住民出資説明会
令和2年4月	株式発行・株主募集
令和2年4月	株式会社設立、株主総会
令和2年4月	交流拠点、飲食店改修整備
令和2年5月	事業開始

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和5年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

毎年度事業終了後の翌年度5月頃に俵山地区活性化委員会[住：俵山地区自治会連合会、NPO法人ゆうゆうグリーン俵山、湯町自治会、俵山地区発展促進協議会、俵山公民館、産：俵山温泉組合、俵山温泉合名会社、俵山旅館組合、民間事業者、学：大学、金：銀行、医：医療法人、公：市の有識者会議]にて事業を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を検討することとする。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	事業開始前	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)
地域経営会社の 売上(俵山地域)	0千円	56,000千円	61,000千円	64,000千円
地域運営会社による 雇用の創出	0人	5人	6人	10人
俵山地域内の人口	968人	968人	968人	968人

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標の達成状況については、検証後速やかに市広報及びホームページで公表する。